

<2505>

令和7年3月24日(月曜日) 「高浜支店」移転新築オープン!

〒925-0141 羽咋郡志賀町高浜町ヤ230番4
Tel.0767-32-1103



※電話番号の変更はありません。

高浜支店オープン記念 金利上乘せ定期預金発売!

店頭表示
金利に

年0.20%上乘せ

(税引後年0.24303%) 令和6年12月4日現在

募集総額
10億円

●お取扱期間

令和7年 3月17日(月)~5月30日(金)

●但し、募集総額に達し次第期間内であっても終了とさせていただきます。詳しくは裏面をご確認ください。



興能信用金庫高浜支店

●お問合せ先 羽咋郡志賀町高浜町才111
Tel.0767-32-1103

お手続きのご案内 店舗移転に伴うQ&A ※店舗が移転するだけでお取引全ては今まで通りご利用いただけ、お手続き等は一切ございません。

Q1 現在使用している預金通帳や口座番号はどうなるのですか?

A 現在お持ちの通帳はそのままご利用いただけます。口座番号の変更はございません。

Q2 キャッシュカード(ローンカード含む)はどうなるのですか?

A 現在お持ちのカードはそのままご利用いただけます。暗証番号も従来と同じです。

Q3 定期預金や定期積金の通帳、証書はどうなりますか?

A 現在お持ちの通帳、証書はそのままご利用いただけます。書替や取替の必要はありません。満期日までそのままお持ち願います。

Q4 融資の借入金はどうなるのですか?

A お客さまの変更手続きはございません。引き続き新店舗で取扱いさせていただきます。約定のご返済につきましても変更はございません。

Q5 年金や給与振込はどうなるのですか?

A お客さまによる変更手続きはございません。引き続き現在の口座でお受けいただけます。

Q6 公共料金などの料金を自動引落しているのですが?

A お客さまによる変更手続きは必要ございません。引き続き現在の口座からお引落させていただきます。

Q7 その他のお取引についてどうなりますか?

A すべてのお取引について変更手続きなど一切ございません。ご不明な点がございましたら遠慮なくお問合せ先へご連絡願います。

Q8 ATMはどうなりますか?

A 時間を拡大して営業致します。(平日 8:45~21:00 土日祝 9:00~19:00) なお、どんたく高浜店の店外ATMは令和7年3月23日(日)をもちまして終了させていただきます。

※詳しくは当金庫高浜支店もしくは
本支店窓口でご相談ください。
裏面もご覧ください。

地域にまっすぐ
興能信用金庫
URL <https://www.kono-shinkin.co.jp/>

詳しくは
ホームページに
アクセス →



高浜支店オープン記念 金利上乘せ定期預金

商品概要

令和6年12月4日

ご預金の種類	〈このよう〉1年もの「スーパー定期」 定型方式／1年、自動継続式とします。【証書式、通帳式、総合口座】
ご利用いただける方	個人(自営業者の方も含む)及び法人のお客様ならどなたでもお預入れいただけます。
お取扱期間	令和7年3月17日(月)から令和7年5月30日(金)まで。但し、期間内であっても募集総額に達した場合は終了させていただきます。
募集総額	10億円
お預入金額	1契約20万円以上、1円単位で最高預入額1,000万円以下 *但し定期預金継続は20万円以上のニューマネー増額を条件と致します。
適用金利	●〈固定金利〉店頭表示金利(スーパー定期300万円未満)に 年0.2% 上乘せいたします。【注】 【注】令和6年12月4日現在 年0.105%に年0.2%上乘せし年0.305%(税引後 年0.24303%)となります。 ※満期後の自動継続における適用金利は、継続時の店頭表示金利といたします。 ※記載の税引後の利率は、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点6桁以下を切り捨てて表示しております。
利払方法	満期日以降に一括して払戻します。
計算方法	お預入日から解約日の前日までの日数について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算といたします。
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る預金お利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱	この預金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、お預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いします。
説明書の入手方法	店頭にて説明書をご用意している他、インターネット上のホームページをご覧ください。
金利情報の入手方法	金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、インターネット上のホームページまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある営業店またはリスク統括部(9:00～17:00、電話:0768-62-8207)にお申し出ください。
紛争解決措置	●紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク統括部または全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話03-3517-5825)へお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考となる事項	●ATMでのお取引はできません。 ●預金保険制度の対象預金として、元本1,000万円までとその利息が保護されます。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。) ●詳しくは店頭窓口へご照会ください。